

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成25年11月 1 日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年11月1日（金曜日）

午後1時31分開議

午後2時50分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①社会保障・税番号制度について
- ②世界遺産について
- ③個人県民税徴収向上対策について

出席委員（7人）

委員長 山口 ゆたか
副委員長 橋口 海平
委員 鬼海洋 一
委員 岩下 栄一
委員 氷室 雄一郎
委員 溝口 幸治
委員 高木 健次

欠席委員（1人）

委員 大西 一史

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 岡村 範明
理事兼県中央広域本部長兼
市町村・税務局長 楢木野 史貴
政策審議監 木村 敬
総務私学局長 吉田 勝也
首席審議員兼人事課長 金子 徳政
財政課長 福島 誠治
県政情報文書課長 本田 雅裕
市町村行政課長
兼県中央広域本部総務部長 原 悟
市町村財政課長 高山 寿一郎
消防保安課長 田原 牧人

税務課長 渡辺 克淑

企画振興部

部長 錦織 功政
理事兼

交通政策・情報局長 小林 豊

総括審議員兼政策審議監 内田 安弘

地域・文化振興局長 田中 浩二

企画課長 小原 雅晶

文化企画課長 吉永 明彦

政策監兼

文化・世界遺産推進室長 本田 圭

情報企画課長 家入 淳

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆彦

政務調査課主幹 春日 潤一

午後1時31分開議

○山口ゆたか委員長 ただいまから、第7回総務常任委員会を開会いたします。

まず初めに、執行部から、委員会次第に記載の3項目について報告を受けた後、質疑は、執行部の報告の後一括してお受けしたいと思います。

説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、議事次第に従って順次説明をお願いします。

初めに、社会保障・税番号制度について、小原企画課長。

○小原企画課長 企画課でございます。

社会保障・税番号制度について御説明いたします。

お手元の資料は、8月に内閣官房が一般向けに作成し、ホームページに掲載した説明資

料を抜粋したものでございます。

まず、2ページをお開きください。

番号制度の導入趣旨ですが、資料最上段の枠組みに端的にあらわされております。

番号制度とは、複数の機関に存在する個人の情報を、同一の情報であるということの確認を行うための基盤であるということ、また、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平、公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)であるということとなっております。

そこで、社会保障、税、災害対策の3分野でこの番号制度が導入されることとなっております。その効果は、資料中段に6つ挙げられております。

1番目は、より正確な所得の把握が可能となり、給付と負担の公平化が図られること、また、2つ飛びまして4番目と5番目、行政事務の効率化が図られると同時に、ITの活用により添付書類の省略が可能になり、国民の利便性が向上することなどが挙げられています。

なお、この効果の枠組みの最後の行、6番目の行政から国民にプッシュ型の行政サービスを行うとなっておりますが、このプッシュ型の行政サービスとは、国民一人一人に合わせて、行政機関等からのお知らせをインターネット上で表示できるものです。この新しい行政サービスを含むシステム、マイポータルについては後ほど御説明いたします。

次の3ページは、番号制導入前の状態をあらわすイメージ図です。左側は、住民側の現状でございます。

各種手当の申請に当たり、行政機関等の複数機関でそれぞれ添付書類をそろえる必要があります。また、行政機関の間などの情報の連携が十分でないために、本来受けられる手当を受けていない、また、その逆のパターンとして、本来給付を受けることができないのに不正に給付を受けている場合が発生してい

るといった状況があります。

一方、右側の行政についても、提出された添付書類を全て確認するなどの作業負担が生じたり、業務間の連携不足による重複作業で無駄な経費が多くなっています。

次の4ページでございます。

今度は、番号制度を導入した後の効果をあらわすイメージ図です。

申請受付窓口が、諸手当の申請者の個人番号を使って直接関係機関に照会を行うことで必要な情報を取得することができ、住民と行政機関双方の負担が軽減されることとなります。

次に、5ページをごらんください。

さきの5月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の概要でございます。これにつきまして御説明いたします。

上から順に参りますが、まず基本理念におきましては、番号の利用は、まず社会保障制度、税制、災害対策に関する3分野で利用促進を図ることとなっております。

次に、個人番号についてですが、まず市町村長が住民基本台帳に記載のある全ての住民の個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知します。この通知カードは、平成27年10月ごろから全国民に対し交付されます。

2つ目の丸ですが、個人番号の利用範囲については、この後次の5ページでも御説明いたしますが、法律であらかじめ決められた事務及び各自治体の条例で定めた事務であり、先ほども申し上げました3分野、社会保障、税、防災に係る事務に限られております。

3つ目の丸ですが、番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止となっており、住民は、手当申請窓口で個人番号を使うときは、本人証明のために顔写真つきの個人番号カードを提示する必要があります。

次に、個人番号カードですが、これは後で

詳しく御説明いたします。

次に、個人情報保護に関してですが、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報、すなわち個人番号を、その内容に含む個人情報の収集や保管やデータファイルの作成は禁止となっております。

また、2つ目の丸、特定個人情報の提供については、さきの4ページの図にあらわされています、新たな連携システムである情報提供ネットワークシステムを使用して行うなど、法に規定するものに限り可能となっております。

3つ目の丸ですが、特定個人情報は、各機関で分散管理し、行政機関同士で特定個人情報をやりとりする場合は、個人番号とは別の符号を設定することにより、個人情報が芋づる式に流出することを防ぐ仕組みとしております。

4つ目の丸ですが、さらに、個人情報保護策として、自分の情報がやりとりされた記録をインターネットで確認できるマイポータルを整備、このマイポータルについては後ほど御説明します。

また、特定個人情報のファイル作成に当たっては、あらかじめ特定個人情報保護評価、いわゆるアセスメントを行わなければならないこと、また、国に特定個人情報の取り扱いについて監視、監督する特定個人情報保護委員会を設置するなど、さまざまな対策を講じることとなっております。

そのほか、法人についても法人番号が設定されます。こちらは、原則公表され、民間利用も可能となります。

また、法施行後3年をめどに、個人番号の3分野以外での利用あるいは民間機関における利用といった、利用範囲の拡大について検討されることとなっております。

次の6ページをごらんください。

個人番号が利用できる法律で定められる事務について、ここに列挙されております。

まず、左側に書いてあります社会保障分野については、年金、雇用、医療保険のほか、各種福祉手当関係があります。加えて、確定申告などの税分野、それから被災者台帳など災害対策の分野で利用できます。

また、一番下に記載してありますとおり、その他の事務についても、地方公共団体が条例で定めることにより利用可能となります。

次の7ページでは、個人番号の利用例として、現時点で想定されるものを事例としてあらわしているものでございます。

左上の誕生と書いてあるところから、左下の学生、それから右下の結婚と来て、退職までの各ライフステージごとに書いておるんですが、この個人番号の利用例が示されている図でございます。

次に、個人カードの概要を御説明いたします。8ページをお開きください。

市町村長は、平成28年1月以降、原則として、全ての住民に対し、個人番号カードを交付します。個人番号カードの券面及びICチップには、個人番号のほか、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などの情報が記載されます。

①インターネットでは、マイポータルにログインする際、本人の確認方法として、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせる公的個人認証を用いることとされています。また、将来の活用を想定して、②ですが、この本人確認のための公的個人認証を、インターネット上での預金口座開設など民間のサービスにも利用できるようにしたり、④でございますが、市町村長が別途条例で定めるところにより、個人番号カードのICチップの空き容量を利用し図書館カードとして利用するなど、独自利用ができることとされております。

次の9ページでございます。

現在使われている住民基本台帳カード、一番左でございます。それから、真ん中の個人

番号カード及び右側の住民に個人番号を通知するために用いられる通知カードの比較を表にしたものでございます。

この表の中央、個人番号の作成、交付について、2つ目の丸でございますが、カードの作成等については、全市町村が新たに設置される法人へ委託することが想定されていますが、一部民間事業者への活用も検討されています。また、カードの発行手数料については、今後検討することとされています。

なお、これまでの住民基本台帳カードは、個人番号カードの交付開始に伴い発行が停止され、順次切りかわっていくこととなります。

次に、10ページをごらんください。

国が、法律施行後1年、平成29年1月をめぐりに設置する情報提供等記録開示システムを、マイポータルと呼んでいるものでございます。

このマイポータルとは、図にありますように、自分の情報を、誰が、いつ、どこでやりとりをしたのかわかる情報提供等記録開示機能のほか、行政機関が保有する自分に関する情報について確認できる自己情報表示機能、先ほど御説明しましたプッシュ型サービス機能、行政機関などへの手続を一度で済まされるワンストップサービス機能が予定されています。

この情報は、インターネットによりどなたでも利用できますが、パソコンをお持ちでない方にも利用していただけるよう、公的機関への端末設置が予定されています。

次に、今後のスケジュールでございます。11ページでございます。

現在国が示している全体的なロードマップでございます。

左側の項目の一番上、制度構築ですが、平成27年10月から、市町村長から住民に対し、先ほど御説明した通知カードにより個人番号の通知が始まり、個人番号カードの交付が平

成28年1月から行われる予定です。

左の項目の2番目でございます。システム構築の欄にありますように、国の機関同士との連携が平成29年1月から、地方公共団体との連携が平成29年7月から開始される予定です。

本県への番号制導入については、このスケジュールを踏まえ、システム整備や個人情報保護制度の検討など、今後2年間程度の期間で準備する必要があります。

また、このロードマップには記載されておりませんが、平成31年度をめどに、3分野以外での利用あるいは民間機関における利用といった個人番号の利用範囲の拡大の可能性があることから、全庁的な連絡会議を設置し、県としての利活用策の検討、さらには、市町村への支援を初め、市町村と連携して県民への広報等の準備に取り組むこととしております。

最後に、12ページに参考資料として、主要国の番号制度の一覧を記載しております。

欧州各国、アメリカ、韓国などでは、各国の状況に合わせた番号制度が導入されています。この番号制度は、使っている番号や番号の管理の仕方、利用範囲など、国によって違いがあります。こうした国によって異なる番号制度の形態は、各国の歴史的経緯や番号を必要とした背景あるいは国民性といった、それぞれの国の事情を反映して成立しているものと思われます。

番号制度を広く民間にも活用しているアメリカや韓国では、最近不正アクセスによる番号の流出や盗用による被害が多発し、両国は、個人番号の利用を制限する方向に政策を転換しているとも報じられております。

日本においても、今後、利用範囲の拡大に伴い、個人情報漏えいや成り済ましといった不正使用等の国民の懸念にどう対応していくかが課題となっていくのではないかと考えられます。

今後、国と自治体が連携して、日本の事情に合った番号制度がつけられていくこととなりますが、先進諸外国の例も参考としつつ、利用者が安心して使える制度、メリットを感じられる制度としていくことが大変重要だと考えております。

社会保障・税番号制度関係の説明は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 続いて、世界遺産について説明を願います。

○本田文化・世界遺産推進室長 文化・世界遺産推進室本田でございます。

世界遺産の概要及び本県関係資産の現状等について説明いたします。

まず、世界遺産の概要について簡単に御説明いたします。資料13ページをお願いいたします。

1、世界遺産とは、に記載のとおり、世界遺産は、顕著で普遍的な価値を持つ人類共通の資産であり、これを次世代に引き継いでいこうというものです。

世界的な状況につきましては、2、世界遺産の種類及び登録件数に記載のとおり、現在、文化遺産、自然遺産、複合遺産、合わせて世界で981件が世界遺産として登録されております。

世界文化遺産登録の条件につきましては、3、登録基準等に記載しておりますが、(1)顕著で普遍的な価値の証明、それと(2)国内における万全の保護措置であり、この2点が満たされているかをユネスコ世界遺産委員会が審査し、登録の可否を決定いたします。

なお、13ページ下段枠囲みで、世界遺産に類する世界的な遺産に関する制度を記載しております。説明は省略させていただきますが、ジオパーク、世界農業遺産、世界記憶遺産、世界無形文化遺産について、それぞれの制度の概要あるいはどこが選定するのか等を

記載しております。

なお、ことし5月には、阿蘇の草原と持続的農業が世界農業遺産に認定されました。さらに、阿蘇は、現在日本ジオパークに認定されており、ことし9月には世界ジオパークへの推薦が決定されたところでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

上段に日本の世界遺産を、それから、下段には、この推薦を待っている暫定一覧表記載の11の資産を記載しております。説明は省かせていただきます。

15ページをお願いいたします。

世界遺産登録の流れについて簡単に御説明します。

まず最初のステップとして、1、暫定一覧表への記載があります。

この暫定一覧表に記載がないと、ユネスコへの推薦ができません。そして、暫定一覧表記載遺産の中から推薦の準備が整ったものを、3、推薦にありますとおり、国からユネスコに推薦いたします。推薦は、自然遺産、文化遺産、それぞれで1国から年に1資産のみとされております。

その後、4に記載のとおり、推薦決定の翌年夏ごろになります。審査機関である国際記念物遺跡会議、I COMOSの現地調査が行われ、調査結果に基づく勧告が行われます。

勧告につきましては、記載、情報紹介、記載延期、不記載の4段階の勧告が行われることとなっております。

それから、I COMOSの勧告が出た後、5記載のとおり、推薦決定の翌々年の春から夏ごろになります。世界遺産委員会の審議が行われ、登録の可否が決定されるという流れになっております。

16ページには、今説明いたしました流れについて、簡単に図で示しております。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本県が登録を目指しております3つ

の資産の状況をそれぞれ説明いたします。資料17ページをお願いいたします。

まず、万田坑、三角西港を含む明治日本の産業革命遺産、九州・山口と関連地域についてです。

1、経緯に記載のとおり、本資産は、平成20年9月に世界遺産暫定一覧表に記載されました。そして、本年、25年4月には推薦書案を国に提出し、この9月にユネスコへの推薦が決定されたところです。

ここで、今回の推薦決定の経緯について簡単に御説明します。

1、経緯の3行目に記載していますが、平成24年5月に、稼働資産を含む案件の世界遺産登録推薦に向けた新たな枠組みを閣議決定とあります。これはどういうことかと申しますと、従来、ユネスコへの推薦は、文化庁所管の文化審議会が選定し、基本的にはそれがそのまま推薦されるという流れでございました。そして、その資産の保護に関しましては、文化財保護法による指定によって担保されておりました。

ただ、今回推薦が決まりました産業革命遺産のように、現在も現役で稼働している資産、今回の例でいきますと、長崎造船所や八幡製鉄所の設備等が現役で稼働しておりますが、これにつきましては、文化財保護法による指定保護が困難であるということから、稼働資産については、他の法律の組み合わせなど複合的な手段によって保護を図ることとし、また、推薦候補の選定についても、文化審議会とは別に、内閣官房所管の有識者会議が行うという枠組みが閣議決定によってつくられたというものでございます。

したがって、今年度の推薦決定に当たりましては、従来の流れとして、文化審議会が長崎の教会群を推薦候補として選定しました。また、新しい枠組みによって内閣官房所管有識者会議が産業革命遺産を推薦候補として選定する、その結果、この2つの資産が競

合するということになったわけでございます。

先ほど説明しましたとおり、各国からの推薦は1件のみとされておりますため、最終的には、政府の調整によりまして産業革命遺産を推薦することに決定されたところでございます。

以上が今回の推薦決定の経緯でございます。

産業革命遺産のコンセプトにつきましては、2に記載しておりますが、日本の近代化が、幕末における西洋技術の導入以降、西洋以外の地域において、初めて、かつ約50年という極めて短い期間に飛躍的な発展を遂げたという点において、世界史的にも特筆されるというものでございます。

構成資産につきましては、3に記載のとおり、全体では28の資産で構成されておりますが、本県関係では、三池炭鉱万田坑施設跡、万田坑と三池港を結ぶ専用鉄道敷跡、それと万田坑の石炭を海外に向けて積み出しておりました三角西港の3資産でございます。

表の右側に記載のとおり、本県関係の資産につきましては、稼働資産はございませんで、文化財保護法による史跡等の指定が終わっております。

ただ、三角西港につきましては、港の後背地を含みます集落全体につきましては、文化財保護法による重要文化的景観の選定を目指しまして準備が進められているところでございます。

それから、4、推進体制に記載しておりますとおり、構成資産が所在する8県11市で協議会を成立し、鹿児島県を事務局としまして、各県市共同で登録実現に向け取り組んでいるところでございます。

ことし推薦が決まりましたので、来年夏ごろにはICOMOSの調査が行われることとなりますが、その後の再来年の登録実現に向けまして、気を緩めずに取り組んでまいりま

す。

次に、長崎の教会群とキリスト教関連遺産についてです。資料18ページをお願いいたします。

1、経緯に記載しておりますとおり、本資産は、平成19年1月に世界遺産暫定一覧表に記載されております。この時点では長崎県単独の取り組みでございまして、資産につきましても、長崎県内の資産のみで取り組みが始められたところでございます。

ただ、この暫定一覧表の記載に当たりまして、文化庁から、近隣各県にも関連資産があるのではないかという指摘がございまして、それを受けまして、本県からも、天草の資産について追加するよう長崎県に働きかけを続けまして、昨年、平成24年6月に、天草の崎津集落が構成資産として正式に追加されたところでございます。

産業革命遺産の説明で申しましたとおり、今年度、文化審議会においては推薦候補として選定されましたが、最後の産業遺産と競合することになりまして、最終的にはことしの推薦は見送られたというところでございます。

コンセプトにつきましては、2に記載しておりますとおり、キリスト教の伝来、キリスト教が禁じられるという禁教下における潜伏したキリスト教信仰の継続、それから、キリスト教解禁後の信者復活など、日本におけるキリスト教伝播と浸透のプロセスを示す資産であるというものでございます。

構成資産につきましては、3に記載のとおり、本県関係では、崎津教会を中心とした天草の崎津集落でございます。表の右側に記載のとおり、資産の保護措置として、既に文化財保護法による重要文化的景観の国選定が済んでおります。

なお、長崎県内の資産につきましては、参考として点線枠囲みで記載しているところで

それから、推進体制といたしましては、4に記載のとおり、長崎県、熊本県及び関係市町により登録推進を図っているところでございます。来年度は、ぜひとも推薦決定となるよう、関係県市共同で国に働きかけてまいります。

なお、現時点では、産業革命遺産以外の稼働中の資産に係る推薦の動きはございませんので、来年の動きとしましては、文化審議会が決定することになるかと考えております。

最後に、阿蘇についてでございます。資料19ページをお願いいたします。

1、経緯に記載のとおり、平成20年に、暫定一覧表記載に準じるカテゴリーI aとして選定されました。それ以降、早期の世界遺産暫定一覧表入りを目指し、構成資産の国文化財指定等を進めており、ことし3月には米塚及び草千里ヶ浜の名勝・天然記念物指定が、それから、7月には豊後街道の史跡指定が実現しました。

コンセプトにつきましては、2に記載しておりますとおり、広大なカルデラとその周辺に7万人もの人々の暮らしが営まれている、世界的にも類例を見ない地域であること、そして、火山への信仰、神話、農耕祭事が伝えられ、また、長年にわたる野焼き、放牧、採草によって広大な草原が維持されているという、火山と人々との共生を示す資産であるというものでございます。

構成資産につきましては、草原に代表される阿蘇の文化的景観を初め、3の表に記載しているところでございます。

文化財の指定の状況につきましては、表の右側に記載しておりますとおり、着実に進んでいるところでございます。

推進体制についてですが、4に記載のとおり、県、それから阿蘇郡市で構成する登録推進協議会を設立し、早期の暫定一覧表入りを目指して取り組みを進めているところでござ

います。

本年度は、新たな取り組みとしまして、一昨日、10月30日でございますが、知事、阿蘇郡市の首長全員で、文化庁長官に対して要望活動を実施しました。また、その夜、東京の星陵会館におきまして「阿蘇」東京シンポジウムを開催したところでございます。

今後とも、早期の暫定一覧入りを目指し、県、市共同で取り組んでまいります。

説明は以上でございますが、参考として「めざそう！世界遺産」というリーフレットをお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

○山口ゆたか委員長 続けて、個人県民税徴収向上対策について説明を願います。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

資料の20ページ、個人県民税徴収向上対策についてでございますが、本県では、これまで税込確保の観点から、調定額、未収金ともに県税で最も大きな割合を占めております個人県民税を重点税目に位置づけまして、徴収率向上のためのさまざまな取り組みを行ってまいりました。本日は、これまでの取り組みの経緯と今後の対策の方向性について御報告をさせていただきます。

報告に入ります前に、まず、一般的な滞納整理の流れを御説明させていただきます。別冊で用意しております資料の1ページをお願いいたします。

そちらに滞納整理の流れを整理しておりますけれども、法律上、納期限までに税が完納されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発し、督促状を発して10日を過ぎても完納されないときは、当該滞納者の財産を差し押さえなければならないとされております。

ただ、実務上は、直ちに差し押さえを行うことはほとんどなく、電話や文書による催告、また、直接自宅を訪問するなどによって

納税交渉を行い、並行しまして預貯金等の財産調査や、行方不明者にあつては、住民票などによる所在調査を行っております。

納税交渉の結果、税が完納された場合には完結ということになりますが、完納されない場合は、財産が確認できたものについては財産の差し押さえ、公売へと進み、また、一方、調査の結果、差し押さえる財産がないあるいは滞納処分によって生活が著しく窮迫するおそれがある、または滞納者の所在、財産がともに不明、そういった場合には、フロー図の右のほうになりますが、滞納処分の執行を停止し、それから3年を経過した時点で納税義務が消滅し、不納欠損として処理することとなります。

滞納整理の流れは大まか以上のおりでございますけれども、個人県民税につきましては、制度上、市町村が個人住民税として市町村分とあわせて徴収し、県に納めていただく仕組みとなっております。市町村の支援が県としての対策の内容となります。このため、報告資料の中で、個人県民税徴収対策として記載しております取り組みについて御説明させていただきます。

同じく、別冊の3ページをお願いいたします。

まず、併任徴収でございますが、右上の部分に記載しておりますとおり、県職員が市町村職員としての身分をあわせ持ち、市町村の職員として市町村税の滞納整理に従事する制度でございます。市町村からの要請を受けて実施しており、今年度は、28市町村に対し支援を行っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

徴収引き継ぎでございますが、同じく右上に記載しておりますとおり、地方税法第48条の規定に基づきまして市町村が徴収することとなっております個人住民税の滞納につきまして、市町村長の同意を得て、県職員が県職

員の身分で徴収する制度でございます。

図の網がけ部分は、昨年度徴収引き継ぎを実施した市町村でございますが、今年度も17市町村からの引き継ぎを予定しております。

次に、5ページをお願いいたします。

共同催告でございます。

個人住民税の滞納者に対し、市町村長と県の広域本部長の連名による催告書を送付し、納税を促す取り組みでございます。昨年度は、20市町村において、約1万件の共同催告を行ったところでございます。

次に、6ページでございます。

地域における市町村間の相互併任徴収、いわゆる地域版滞納整理機構でございますが、主に近隣の市町村がお互いに職員の併任を行い、市町村の区域を越えた地域単位で滞納整理を行う取り組みで、マンパワーの補完のほか、徴収に当たっての地域のしがらみの解消といった効果があることから、取り組みが広がってきております。現在7つの地域などで31市町村が参加して取り組みが行われており、県も、先ほど御説明しました併任徴収により参加し、支援を行っております。

取り組みの説明は以上でございます。

続きまして、前後して大変恐縮ですが、2ページまでお戻りいただきまして、グラフをごらんいただきたいと思っております。

県税の未収金の推移を、個人県民税とそれ以外に分けてグラフにしております。

国からの税源移譲が行われました平成19年度から、個人県民税の未収金が大幅に増加しております。他の税目は一貫して減少しておりますものの、平成21年度決算では、未収金の総額が55億円に達しております。その後、未収金の総額は減少に転じ、個人県民税につきましても、平成23年度から昨年度まで、2年連続で減少しております。

その間に、グラフの下に矢印で書いておりますように、平成19年度からの滞納繰り越し分の徴収強化、平成22年度からの現年度分の

徴収強化といった対策を講じてきておりまして、その取り組みの内容と今後の取り組みの方向性について、これから御報告させていただきます。

それでは、報告資料のほうにお戻りいただきまして、21ページをお願いいたします。

まず、平成19年度から21年度におきましては、県と市町村からの派遣職員から成る専任の組織を設置いたしまして、派遣元市町村の高額滞納事案等を対象とした搜索などの滞納処分に取り組んでまいりました。

各年度の体制は表に記載のとおりでございますが、このような取り組みの背景といたしましては、先ほども触れましたが、平成19年度における所得税から個人住民税への税源移譲によりまして、個人住民税の調定額の大幅な増加が見込まれたこと、当時、県税未収金の半分を個人県民税が占めていたこと、このため、県税未収金の大幅な増加が生じないように、個人住民税を徴収する市町村に対する支援を強化する必要があったということでございます。

主な取り組みの内容といたしましては、搜索、それから自動車や動産を中心とした財産の差し押さえ、それから差し押さえた物件を換価するための動産公売会の実施、預金等の債権差し押さえの強化など、滞納処分に特化した滞納繰り越し分に重点を置いた徴収強化を図ったところでございます。

成果といたしましては、参加した市、町の滞納繰り越し分の徴収率が向上し、全体としても未収金の増加率の縮小につながったものというふうに考えております。また、参加した市、町における搜索や公売などの徴収技術の定着も図られたところと考えております。

ただし、最下段に課題として記載しておりますとおり、県、市、町ともに経費や職員の負担が大きく、市、町からのさらなる職員派遣が困難であったこと、また、増加幅は縮小

したものの、未収金は依然として増加し続けたということから、対策の抜本的な見直しを行い、それまでの専任の組織体制は、平成21年度をもって解消したところでございます。

22ページをお願いいたします。

平成22年度から24年度までの対策でございますが、未収金の逓減傾向の創出を目指しまして、地域振興局等を中心とした現年度対策に重点を置いた市町村支援を実施してまいりました。

これは、滞納繰り越し分に重点を置いた対策では、滞納繰り越し分は圧縮したものの、それを上回る現年分の未収金が生じ、結果的に未収金が増加したことを踏まえまして、まずは現年度徴収を優先することによりまして、新たな未収金の発生を防ぎ、未収金の縮減を図っていこうというものでございます。

主な取り組みといたしましては、徴収強化計画の策定、実施、地方税収確保対策連絡会議の設置、個人住民税特別徴収の推進でございます。

まず、徴収強化計画の策定、実施でございますが、平成22年度に、平成23年度から2カ年の計画として策定し、併任徴収、共同催告、徴収引き継ぎ、地域版滞納整理機構に対する支援などを行ってきたところでございます。

また、中ほどに記載しておりますが、県と市町村の税務担当課長をメンバーとする地方税収確保対策連絡会議を平成22年度に設置し、県と市町村間での情報交換や共同して取り組む対策等の協議を行ってまいりました。

その下に記載しております個人住民税を給与天引きいたします特別徴収の推進につきましても、この連絡会議での合意に基づきまして、平成25年度の完全実施を目指して取り組みを進めてきたところでございます。平成24年度は、先行して30市町村が完全実施に取り組み、今年度は全市町村において完全実施となっております。

これらの取り組みの成果といたしまして、個人県民税の徴収率が向上し、先ほどグラフでごらんいただきましたとおり、個人県民税の未収金も、平成22年度の41億円をピークに減少に転じ、平成24年度決算におきましては、36億円まで圧縮することができたところでございます。

このように、現年度対策に重点を置いた徴収強化計画に基づく取り組みなどによりまして未収金圧縮という成果が得られました一方、昨年度、地域振興局へのヒアリング調査を実施した結果、最下段に記載しておりますとおり、市町村におきましては、滞納整理処分の方針やスケジュールを作成した上での財産調査、差し押さえ、搜索といった進行管理の徹底が十分には行われていない、また、一般的に税目が多く、滞納管理件数も相当数に上り、より一層の効率化が必要であると、そういった課題が残っておることがわかりまして、今後は、これらの点を踏まえた対策の充実を図っていくということとしております。

23ページをお願いいたします。

今年度以降の対策でございますが、まず今年度は、広域本部に個人県民税対策を主眼に設置しました特別対策班を中心に、昨年度まで実施し、成果につながってまいりました併任徴収、徴収引き継ぎ、共同催告等の直接支援を継続して実施しますとともに、新たな徴収強化計画を策定することとしております。

新たな徴収強化計画のイメージをここに図示しておりますが、市町村の課題を踏まえまして、これまでの1の調整業務、2の直接支援に加えまして、3の間接支援としまして、新たに、二重線で困っております、市町村の現状分析や将来予測、滞納整理方針及びスケジュールの策定、進行管理といったことに力点を置いた支援を、それぞれの市町村の現状に応じ、個別具体的に行い、全県的に市町村の徴税に関する基礎力を高め、個人県民税の

徴収率向上による未収金の圧縮につなげてまいりたいと考えております。

また、説明は省略しましたが、先ほどの別冊の7ページには、市町村職員の県の研修への参加状況もまとめておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

税務課の報告は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部からの報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 番号制度ですけれども、国の制度で一応決まったことだからとやかく申しませんけれども、これは、諸外国に比べると、どこの国に最も近いんですかね。

それで、メリットはたくさんあるけれども、メリットがあればデメリットもございまして、サイバーテロとか、いろんなものが侵入して個人情報盗むということもデメリットかなと思うんですけれども、当面考えられるデメリットにはどういうものが考えられるかと。

○小原企画課長 先ほど資料で御説明、12ページでございますけれども、これは主な国でございます。中でもスウェーデンが非常に歴史が古くて、たしか1950年前半あるいは49年の後半から導入が始まっておりまして、非常に幅広い分野で、年金、医療、税務のほかにも、その他の行政全般が番号制度として利用されております。そのほか、アメリカ、韓国といった国々が、先ほども申し上げましたとおり、今非常に幅広い分野で行っておりますが、若干最近はいろんな課題が出てきているというところでございます。

それに引きかえ、一番左側のドイツでございまして、これにつきましては、新聞報道によりますと、この番号制度というのが、全般

的に使われる番号制度は、一部何か憲法違反ということもございまして、現在は税務だけということもございまして、また、さらには、ここには載っておりませんが、英国には、番号制度そのものが、一回利用したものが現在使用が制限されているような話も聞いております。

ということで、非常に国によってばらばらな取り組みとなっておりますので、今後構築される日本の番号制度はどのようになるかというのは、これからの検討ではないかと考えておるところでございます。

それから、2点目の御指摘でございました課題というところでございますが、これも先ほど申し上げました、やはり情報漏えいの問題あるいは成り済ましといったものでございますが、国としては、現在のところ、万全の体制で臨んで、システム等あるいは制度上を整備していくというふうになっているところでございます。

また、費用対効果というところも言われておりますが、現在の時点では、国としてはまだ費用対効果については算出できないということで、数字をはじけるものではないということになっているところでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 番号制度のところですけども、5ページの、ちょっとよく説明がわからぬだったんですけども、社会保障制度、税制というのは割合わかりやすいんですけども、災害対策に関する分野における利用というのは、どういう範囲で——具体的にちょっと説明をいただいたらと思います。5ページの基本理念のところですね。

○小原企画課長 災害で被災した——今回の東北大震災でも、避難された方が新しい場所に移動したときに、住民票の発行とか年金の交付とか、そういったものが非常に時間がか

かったといったこともございますので、そういったものに対してスムーズにできるようなシステムをつくるのではないかと考えております。

○氷室雄一郎委員 災害に関する分野というのは、その程度のものなんですね。災害に遭っているような手続をせないかぬとか、そういうものがスムーズに行われやすいという、そこまでですかね。

○家入情報企画課長 6ページに、先ほど分野ごとの利用範囲ということで説明があったかと思うんですが、その下から2番目の欄に災害対策分野というのがございまして、この中で、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用するというような例が掲げてございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。それと、あと1点よかですか。

これから2年のスパンで制度の準備を行っていくという説明がございましたけれども、どの程度の金額がかかるという、その試算みたいなものは、県としてはまだ出してないわけですか。大変なお金がかかると思うんですが。

○家入情報企画課長 現在、この制度導入に伴いまして、国のほう、それから自治体のほうで、システム、機器とかソフトウェアの整備が必要になっておりますが、国から概算の費用というのは示されておりますが、それぞれの自治体ごとにシステムが違うというようなこともございますので、それにつきましては精査中でございます。

なお、その財源につきましては、地方自治体といたしましては、国の制度導入に伴うものでありますので、できる限り国のほうで措置していただきたいというような要望を行っ

ているところでございます。

○氷室雄一郎委員 できる限りということですから、ある程度また負担も強いられるということが予測されるわけですので、その辺は国の問題でございまして、しっかり求めていただかん限りはですね。住民基本台帳の対費用効果も、ここでいろんな論議がございましたけれども、もっと大きなものでございますので、それは各自自治体も同じだと思うんですけども、一致団結してしっかり求めていくものは求めていかなければ、必ず負担を強いられる、それはもう当たり前のことですので、最小限にといいましょうか、お願いをしておきます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 まだよくわからないところもあると思いますけれども、今運用しているシステムを変更したりとか、今度新しく導入するシステムに合わせていくとかいう作業も含めて、多分膨大な仕事になってくるのかなと思いますので、その辺は、推進体制も含めて、よく準備をしてほしいというふうに思います。

1点だけ確認ですけれども、これは、社会保障、それから地方税、防災に関する事務をやって、そのほかでも、何か各自自治体によっては、そのシステムが使える部分は検討して条例で定めるということの説明がありましたけれども、それは、国からももちろんモデルが示されて、県でもモデルをつくって、それを市町村に流していくという形に通常はなりますよね。そういうふうに考えといていいのかということと、この条例制定は、さっきのロードマップでいくと、平成29年7月に開始なので、例えば1年ぐらい前に条例を制定して間に合うのか、もっと前に準備をするのか、

その辺の検討はされていますか。ここもまだわからない。

何でこういう質問をしているかというのと、いわゆる条例制定は我々ですよ。システムを統合していくのはそっちの仕事ですから、予算がどうなのかというのは我々も議決権がありますけれども、どうしていくかはそっちの仕事ですけれども、条例を定めるといのはこっちも大きくかかわるので、何を盛り込んでいくのか、盛り込むべきではないのか。盛り込めるのに盛り込まないものも出てくると思うんですよ。その辺の判断をしていくのに、こちら側もやっぱり準備が必要だと思うので、大体いつぐらいかなという感覚ですけども、もしきょうの時点でわからなければ、わからないで結構です。

○小原企画課長 確かに、今の時点ではまだ何とも言えないんですが、とりあえずは2年後にシステムを開始しますので、導入をまずきちっとやること、それから、今委員がおっしゃった、何に使えるのか、どういった形で独自性を出せるのかというのは、やはり今後それぞれ市町村あるいは県の自治体が勉強合って——やっぱりその実務に携わっている方じゃないと、これがどう使えるかというのがわかりませんので、先ほども申し上げたように、まずは全庁の連絡会議、それから、もちろん市町村との連絡会議等も開いていきながら、勉強会を重ねた上で準備を進めていきたいと思っております。

○溝口幸治委員 結構です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 文化遺産の問題は後ですか。

○山口ゆたか委員長 じゃあ、順次ちよつと

質疑を重ねていきたいと思っておりますので、社会保障・税番号制度について、ほかにありませんか。

○高木健次委員 この仕組みの変更について、将来的には公的個人認証サービスを民間事業者等に開放とありますよね。これは、いろいろ民間に開放していくのも、民活とか、いろいろ利点もあると思いますけれども、情報の漏えいとか、その辺についての心配等も、民間がやるということになればあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この経緯というのは、どういうことで民間委託というふうになっているんですかね。

○小原企画課長 先ほどのロードマップの11ページでございますけれども、28年から個人番号を交付して、順次利用が開始されます。この後、3年後をめどにいろんな活用法を検討していくわけですけども、当然、この3年間にいろんな課題とか問題点が出てくる、そういったのを検証しながら、じゃあ実際できるようになるのかどうかというところで民間の導入が図られることとなります。

例えば、民間企業で利用する場合は、その会社の従業員の方に給与を支払ったりとかあるいは各種、雇用をしたりとか、そういったときにこの番号を、源泉徴収とか厚生年金保険とか、そういったものにも利用できるような形で開放していくということも考えられるということでございます。

ただ、これも、あくまでもまだ3年間試算をやってみた後での、安全性が確保されたとか、いろんな課題をクリアした上での導入ということ聞いております。

○高木健次委員 3年間でいろいろ検証あるいはそういうことをやりながら、実際はやるか何かはまだ決まっていなくても、その検証結果によって進めていくということですよ。

ね。

○小原企画課長 やる方向で今……

○高木健次委員 やる方向で、はい、いいです。

○山口ゆたか委員長 ほかに、社会保障・税番号制度について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 続いて、世界遺産について質疑を受けたいと思います。

○鬼海洋一委員 今回、明治日本の産業革命遺産ということで推薦が決まりました。長崎の教会群との、まあどちらかということでは多少疑問も残る部分もありましたが、我が熊本県にとっては、いずれにしても歓迎すべきことだというふうに思います。特に事務局にとっては、特に3つを一緒にやるなんていう、これはもう全国例がないんじゃないでしょうかね。1つの県で3つ、それは非常に大変な作業だと思いますけれども、改めて敬意を表したいというふうに思います。

ただ、問題は、これから本格的な推薦に向けての準備をやっけていかなきゃならぬというふうに思っているわけですが、これは荒尾市、宇城市にまたがる場所ですけれども、この推薦に対する準備体制については、現在いかがでしょうか。

○本田文化・世界遺産推進室長 まず、大きな準備作業としまして、来年の2月までに、国としての最初の推薦書を提出するという作業がございます。この推薦書のほうは、先ほど申しましたように、事務局が鹿児島県ということで、8県11市で共同で協議会を設立しまして、そちらのほうで一緒に準備を進めておきまして、こちらのほうは着々と準備が進んでいるところでございます。

次に大きなものといましては、来年の夏ごろにございます ICOMOS の現地調査、これにつきましても、今回の場合には8県11市にまたがる場所をずっと調査員が調査に回るということで、これまでちょっと余り例のないような調査になるものですから、これにつきましても、国、それから事務局の鹿児島県、そういうところと——前回ちょっと協議がありました、シミュレーションを重ねて、今後、その調査までの間にシミュレーションも十分やって、準備を進めるということになっているところでございます。

それから、細かな話ですけれども、例えば、看板が古くなっているものとか、見苦しい、ちょっと修景しないといけないところとか、そういうところにつきましても、地元各市町村といろいろ協議をしまして、ICOMOS の調査に向けて修景作業、そういうものにも努めてまいるといところでございます。

○鬼海洋一委員 登録の基準等にもありますように、国内における万全の保護措置、この辺がどうなのかというのが大事な、今の視察の中でも、その辺が一つの視察検討の課題になるんじゃないかというふうに思うんですね。

そこで、そのためには、この中に書いてありますように、例えばバッファゾーンの指定の問題とか、宇城市の西港も含めまして、この辺の状況というのが必ずしもまだ万全の体制ではないのではないかなというように思いもしているわけですが、今後、その意味では、例えば荒尾市やあるいは宇城市、その各関係の市に任せるということだけではなくて、例えば人事の交流等を含めて、そういうものが完璧になされるような状況をつくっていくことが肝要ではないかなというふうに思うんですが、今、その辺の状況認識についてはいかがでしょうか。

○本田文化・世界遺産推進室長 一応その保護措置といたしまして、例えば西港を例にとりますと、石垣でございますとか、石積みでございますとか、こういうものはもう文化財の史跡指定等が完全に行われておりますので、何と申しますか、石垣等ハードの部分につきましては、完全な指定が行われて、保護も十分行われていると。あと、集落全体につきましても、今文化財保護法による重要文化的景観という選定を進めているところでございまして、来年にも選定をするというところで、準備を着々と進められているところで

す。
その作業につきましては、うちの担当のほうも、その選定の委員会等にも必ず出席しまして、情報を共有しまして一緒に進めているところでございます。宇城市のほうからいろいろな御相談がございましたときには、うちのほうも、現地にもあるいは会議にも必ず出席しまして、一緒に進めているという状況でございます。

ただ、この文化的景観というのが、完全に、何と申しますか、一切さわってはいけないというような強い規制ではございませんので、それについて、万全の保護措置という部分には若干苦しいところもあるかもしれませんが、そこについては、バッファゾーンと申しますか、緩衝地帯の部分については、ある程度、まあ緩やかなと言うと語弊がございしますが、100%そのまま、一切いじってはいけないというものではございませんので、そこについては、また推薦の主体でございまして国との協議の中で、今後しっかり確認していきたいということで思っております。

○鬼海洋一委員 コアの部分については、おっしゃったとおりでと思うんですね。それで、あとはこのバッファゾーンの話もありましたが、将来における保護の担保というた

めに、このバッファゾーンに対する住民の生活というのは、これまでと変わらないような生活をしながら、なおかつその保護の担保をどういうぐあいにしていくかという意味では非常に課題もあるわけでありまして、この辺が、できれば市町村と一緒に、県も中に入って、ぜひ調整をしながら、住民が本当喜んでこの将来における取り組みにみずからが参加していけるような体制をつくってほしいというふうに思っておりますので、ぜひ関係市町村と連携をとられて、その辺は特に強くお願いしておきたいというふうに思います。

○岩下栄一委員 この間、この間ってもう大分前だけれども、テルサで世界遺産シンポジウムがありましたときに、ゲストで見えていたどこかの先生が、世界遺産とジオパークを同時に併願できないというか、両方一緒にはとれないというお話をされた。聞き間違いだったかもしれぬけれども、その点どうですかね。それが1つ。

それから「阿蘇一火山との共生とその文化的景観」とありますけれども、文言の中に、文化の前に歴史というのを入れたらどうかなと思っているんですよ。

阿蘇は、特に阿蘇宮司家というか、日本では天皇家の次に古い家がありますね。これは、要するに、シャーマニズムというか、阿蘇の御神火で神道を行って阿蘇神社をつくり上げたわけでしょう。阿蘇地方を支配した。そういう歴史が非常に何かあるわけですね。だから、阿蘇神社の楼門もああいう楼門だし、歴史的な価値というのも随分あると思うので、言葉の中に歴史・文化的と入れたらどうかなというような、これはまあ余計な助言ですけれども、この2点。

○本田文化・世界遺産推進室長 まず、ジオパークにつきましては、御承知のとおり、日本ジオパークにはもう既になっておりまし

て、世界への推薦がことし決まったということですが、もともと選ぶ主体と申しますか、ジオパークのほうは、世界ジオパークネットワークというところが決めると。それから、これはユネスコの支援を受けて設立された機関ということで聞いておりますが、世界文化遺産につきましては、ユネスコの世界遺産委員会で決定するというところでございますが、今まで我々のほうで聞いている限りで、ジオパークになったから世界遺産のほうにはなれないということはちょっと聞いてございません。

それから、歴史につきましては、我々も、十分阿蘇の歴史というものを思う——このコンセプトの中にも若干触れておりますが、神話とか、それから、ずっと古くから住んで非常に歴史のあるところで、阿蘇神社等についても、非常に古い歴史を持っているということとは認識しております。

この今の名称と申しますのは、暫定一覧表に応募したときにつけた名称ということで、これはこのままにしておりますが、今後、例えば具体的に動きが始まる、あるいは暫定一覧表に正式に記載になる、あるいはその後推薦書を仕上げていく、そういう中で、また先生の御意見を参考にさせていただきまして、名前のほうにつきましても十分検討してまいりたいと思っております。

○溝口幸治委員 今岩下委員がおっしゃった阿蘇家というのは、非常に歴史的価値もあるんだと思います。阿蘇家の神社って、全国に450ぐらいだったと思うとですよ。そのうちで、九州に——その多くは熊本ですけれども、多分300社近くの神社があるというふうに何となく記憶にあるんですが、多分熊本で260何社ぐらいだったと思うとですよ。

そうすると、そういう神社とか、まさに阿蘇を中心に熊本県内にあるわけですから、そういうところに光を当てていくと、もうちょ

っとこの推進体制も広がるのかなと思うし、何か県民から共感を得られる体制になるんじゃないかなと思いますし、もう私が何を言いたいかはおわかりだと思いますが、そういう要素も入れてできればなと思いますけれども、まあその辺はちょっと頭の片隅に置いていただければと思います。

○氷室雄一郎委員 この産業革命遺産の推薦候補として決定、この後どういう流れをたどる、そのスケジュールみたいなものをちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○本田文化・世界遺産推進室長 今回の推薦決定を受けまして、まず推薦書の概要版、これを国からユネスコにもう既に9月末に提出してあると。それから、来年の2月1日までに正式版の推薦書、これを国からユネスコに提出がでございます。そして、その後、今度は来年の夏ぐらいに、ユネスコの調査機関のICOMOSというところが現地調査に参ります。これは来年の夏ごろでございまして、そして、その後、ICOMOSの調査機関がいろいろ情報を確認したり、いろんな作業をしまして、再来年に一度ICOMOSの勧告が出されまして、そして、やはり同じような時期、再来年のその勧告の後、再来年の夏から秋ぐらいにかけて世界遺産の委員会がありまして、そこで登録の可否が決定されると、大体簡単に申しますと、以上の流れでございまして。

○氷室雄一郎委員 来年の夏、ICOMOSによる現地調査というのが行われていくという、その後、かなりいろんな手順を踏まなきゃならぬというスケジュールを今説明されましたけれども、じゃあ県としては、この現地調査なんかを踏まえまして、予算はどのくらい確保してあったんですか。県としての予算なんかは組んであったんですかね。それはま

だ……。

○本田文化・世界遺産推進室長 ICOMOSの現地調査のためという、特に限ったわけではございませんが、一応3資産合計で、大体毎年5,000万ずつ予算は計上しているところでございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、今決定をした産業革命遺産については——3つで5,000万ということですけども、その内訳みたいなものはわかりますか。

○本田文化・世界遺産推進室長 産業遺産につきましては、先ほど申しましたように、8県11市で取り組んでおりまして、その事務局、鹿児島県が取りまとめをいたして、そこに対しまして本県から負担金という形で約800万程度、毎年負担金として納めております。

そして、鹿児島県のほうでは、各県から集めました——うちの県は800万でございませうけれども、8県11市から集めました、総額1億3,000万程度だったと思いますが、そのお金をもとに、例えば共通で取り組むICOMOSの調査にしても、推薦書にしても、そこで回しているというような状況でございませう。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、かなりのお金を出して、8県11市でプールして、そういうものについては使っていくという構造になっているわけですね。わかりました。

○岩下栄一委員 阿蘇の続きですけども、阿蘇神社の話が溝口先生からあって、人吉のあの有名な神社もありますけれども、阿蘇家は、南北朝時代は薩摩、大隅、日向、肥後、4国を支配した時代もあるんですよ。そこで、末社は300を超えております。それと、

名刀蛭丸という刀が、三種の神器みたいな物すごい刀があって、要するに夜中びかっと光ってほしいね。だから、蛭丸となつとる。それは戦後行方不明になって、どうもアメリカに行つとるらしいと、進駐軍が持っていつてですね。それで、阿蘇惟友さんは、ニューヨークタイムズにその刀を探していますという広告を出したりした歴史もありました。アメリカでも、案外とこの話は知れているんですね。それで、そういう歴史が非常に古いからですね。

それと、阿蘇家は、阿蘇だけでなく、矢部——浜の館と言いますけれども、矢部を治めておりましたしね。それと、これは余計なことだけれども、私が大体阿蘇家の一族というふうにご子供のころから聞かされて、どうでもいいけど、600年前に阿蘇惟長という人から分かれた家、私の先祖は、その26代前の阿蘇惟長という人なんですけれども、そういう熊本の歴史と非常にかぶったところがありますので、ぜひ歴史という文言はお願いしたいと思ひます。

○山口ゆたか委員長 意見として拝聴します。

ほかにありませんでしょうか。——ないようでしたら、続いて、税の徴収向上対策について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○橋口海平副委員長 この徴収される方々というか、職員の方々は、物すごい激務というふうに聞いております。これによって体調を崩されたりする方というのはいらっしゃるんですか。どれくらい激務なのかというのをちょっと聞きたくて、ちょっとお聞きしました。

○渡辺税務課長 データとして持つてはおりませんが、確かに非常に、納税義務者の方と

直接お会いして、ストレスなりはかなり高い職場であるというふうには考えております。ただ、適材適所といいますか、そういった職場に向いている方の配置ということではいろいろ要望させていただいております、それだけでございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 22ページですけれども、税の徴収でいろいろ御苦労されております。また、その中で、個人住民税の特別徴収、給与天引きというのがありますよね。これは、全てにこれをやるということじゃないでしょう。

○渡辺税務課長 まず、前提としましては、給与所得者であるということ、それと、あとそのほかに、給与の支払い時期が不確定であるとかあるいは支給された給与額では引き落とし切れないと、そういった対象外の方もいらっしゃると思いますので、全てということではございません。

○高木健次委員 非常にこの給与天引きということになれば、税の取りはぐれはないわけですよね。だから、この制度というのは非常にいいなと、税徴収の面から言えばですよ。

ただ、やっぱりその中に縛りがあって、いろいろ規則があって、まあ給与が一定の給与水準じゃないと取れないとか、どうしても払えないとかいうことを突き詰めていったら、なかなか、ある程度徴収できるようなその幅というのは狭くなってくんじゃないかなと思うんですよね。その給与から天引きできる人というのが限定されてくれば。大体その割合とか、その辺はわかりますか。

○渡辺税務課長 まず、個人県民税の賦課対象の人員が約80万人ほどいらっしゃいます。

そのうち、現在特別徴収として納税義務を果たしていただいている方が62万人ほどでございます。

○高木健次委員 80万人の中で62万人が対象になるということですよ。

○渡辺税務課長 はい。

○高木健次委員 給与天引きというのは、どうしようもなくやっぱり免れないというか、そういう面からいったら非常に効果のある方法かなと思いますけれども、いかがですか、感想としては。

○渡辺税務課長 ちょっと数字の修正でございますけれども、給与所得者が80万人のうちの62万人でございまして、そのうち特別徴収によって納めていただいている方が51万人でございます。

○高木健次委員 51万、62万じゃなくてね。

○渡辺税務課長 それから、今お尋ねがありました徴収率は、ほとんど100%に近い徴収率でございますので、やはり県としましては進めていきたいというところでございます。ことし、一応それを全市町村で実現していただいたという状況でございます。

○高木健次委員 この通知をやって、給与から天引きしますよという通知が行くわけですよ、納税者には。そのとき、いろいろやっぱり抵抗とか、批判とか、不満とかあるわけでしょう。

○渡辺税務課長 納税者の方というよりも、天引きしていただく事業者の方が、やはり手間がかかるですとか、そういったことでお声をいただくことはございます。

○高木健次委員 業者ですよ。

○渡辺税務課長 はい。ただ、これは法律上の義務でございますので、一応そこは法令遵守ということをお願いをしていくというスタンスでございます。

○高木健次委員 事業者あたりから不満が出て、やっぱりこれはこういう制度ですよということであれば、事業者の方は最終的には納得されるということですよ。

○渡辺税務課長 納得していただくように、今努めておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、個人県民税の徴収率が向上して、まあ大変な御努力をされて、未収金も減っているんですけども、延滞金というのがつくと思ってしまうんですけども、延滞金のちょっとここ3年ぐらいの額を示してもらえませんか。

○山口ゆたか委員長 すぐわかりますか。

○渡辺税務課長 しばらくお時間をいただけますか。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、これはわかる年度でいいです。

ちょっとその間にもう1つ、後の差し押さえ、公売というのがございますけれども、大体昨年度はどの程度の額なんですか。大変な御努力をされて、今差し押さえ等を行っておられますけれども、いろんな形で公売をされているわけですけども。

○渡辺税務課長 24年度でまいりますと、約1,700万でございます。

○氷室雄一郎委員 延滞金のほうですか、公売のほう。

○渡辺税務課長 公売のほうでございます。それから、延滞金でございますけれども、23年度の収入額は2億7,000万円でございます。

○氷室雄一郎委員 これはふえているんじゃない、どうなんですか。これは年々ふえていくんじゃないんですか。

○渡辺税務課長 ちょっとお待ちください。

○氷室雄一郎委員 いや、全体的にはふえているんじゃないんですか。

○渡辺税務課長 ちなみに、24年度が2億6,000万でございますから、ほぼ横ばいでございます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 じゃあ、私から1つ、ちょっと質問させていただきますが、23ページですけども、新たな徴収計画、本年度作成していかれるということと理解しますが、市町村の御意向も聞いて、本当によりよいものをつくっていただきたいなというふうに感じております。

そういった中で、今徴収の対策を通じていろんな意見聴取をされておると思いますが、そういった中においても、まだ——これはもう県民税だけの徴収の対策を取り上げましたけれども、市町村事務においては、さまざまな税目があって、いろんな形で徴収をされているのが現実だと思っております。そういったことにも視野を広げて、この計画の策定と

かに取り組んでほしいなと思いますけれども、課長の御意見をちょっと聞いていきたいなと思います。

○渡辺税務課長 先ほども御説明いたしましたけれども、今度の新しい徴収強化計画では、市町村のほうで、税の賦課徴収をマネジメントしていく能力を全県的に引き上げていきたいというように考えておりますので、これは個人県民税に限ったことではございませんで、全税目にも通じるものだというように考えております。

○山口ゆたか委員長 これを取り上げましたのは私の意見ですが、市町村においては多くの職員さん、また、県においても多くの職員さんがかかわって徴収対策に挑んでおられます。先ほど副委員長のほうからもありましたけれども、その業務を聞いていると、かなり厳しい状況ではないかというふうに思っております。

そういった中でも、納税の義務であるとか、そういう——そもそもこの徴収の対策というのは、皆さんからしっかりと納税の義務を果たしていただければ要らない事務だということの一つ整理させていただいて、今回は取り上げさせていただきました。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回総務常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長